

許可年月日 令和 年 月 日

許可番号 奈良県知事許可

般
—
特

 第 号

一 般

建設業許可申請書

特 定

申請年月日 令和 年 月 日

			—				
--	--	--	---	--	--	--	--

営業所所在地

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

電話番号 ()

この申請書の有効期限は許可年月日より5年間です。
更新許可の申請は30日前に提出してください。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者 印

行政庁側記入欄	大臣 知事	コード	許可年月日
許可番号	項番	3	国土交通大臣 許可（般- ）第 号 令和 年 月 日
申請の区分	0	2	（ 1.新 規 4.業 種 追 加 7.般・特 新 規 + 更 新 2.許可換え新規 5.更 新 8.業 種 追 加 + 更 新 3.般・特 新 規 6.般・特 新 規 + 業 種 追 加 9.般・特 新 規 + 業 種 追 加 + 更 新 ） 許可の有効 期間の調整 （ 1. する ） 2. しない
申請年月日	0	3	令和 年 月 日

許可を受けようとする建設業	0	4	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	（ 1. 一般 ） 2. 特定
申請時において既に許可を受けている建設業	0	5		
商号又は名称のフリガナ	0	6		
商号又は名称	0	7		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	0	8		
代表者又は個人の氏名	0	9		支配人の氏名
主たる営業所の所在地市区町村	1	0	都道府県名	市区町村名
主たる営業所の所在地	1	1		
郵便番号	1	2		電話番号
ファックス番号				

法人又は個人の別	1	3	（ 1. 法人 ） 2. 個人	資本金額又は出資総額 4 5 10 （千円）	法人番号 13 15 20 25
兼業の有無	1	4	（ 1. 有 ） 2. 無	建設業以外に行っている営業の種類	

許可換えの区分	1	5	（ 1. 大臣許可→知事許可 2. 知事許可→大臣許可 3. 知事許可→他の知事許可 ）
---------	---	---	--

旧許可番号	1	6	大臣 知事	コード	旧許可年月日
			国土交通大臣 許可（般- ）第 号 令和 年 月 日		

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先

所属等

氏名

電話番号

ファックス番号

役 員 等 の 一 覧 表

令和 年 月 日

[illegible]

- 1 法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
2 「株主等」については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「常勤・非常勤の別」の欄に記載することを要しない。

営業所一覧表（新規許可等）

行政庁側記入欄	
区 分	項番 3 8 1 1
大臣 コード 知事	
許可番号	項番 3 8 2
国土交通大臣 許可（一般 - ） 第 5 10 号	
令和 11 年 13 月 15 日	

（主たる営業所）

主たる営業所の名称		フリガナ	
営業しようとする建設業	8 3	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
変更前		3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)	

（従たる営業所）

従たる営業所の名称		フリガナ	
従たる営業所の所在地市区町村	8 4	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
従たる営業所の所在地	8 6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
郵便番号	8 7	3 5 6 10 15 20	
電話番号		10 15 20	
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
変更前		3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)	

（従たる営業所）

従たる営業所の名称		フリガナ	
従たる営業所の所在地市区町村	8 4	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
従たる営業所の所在地	8 6	3 5 10 15 20 23 25 30 35 40	
郵便番号	8 7	3 5 6 10 15 20	
電話番号		10 15 20	
営業しようとする建設業	8 8	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解	
変更前		3 5 10 15 20 25 30 (1. 一般 2. 特定)	

別紙三（第二条関係）

許可番号(新規の場合記載不要):
商号又は名称:
代表者氏名:
代理人氏名:
申請の区分(新規・業種追加・更新等):
申請手数料:

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条の2第1項又は令第4条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもつて納めた場合にあつては、この限りでない。

営業所技術者等一覧表

令和 年 月 日

営業所の名称	営業所技術者等の氏名	建設工事の種類	有資格区分

工事経歴書

(建設工事の種類) 工事 (税込 ・ 税抜)

注 文 者	元請 又は、 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配 名 氏	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額	工 期	
						主任技術者又は監理技術者の別（該当箇所に印を記載） 主任技術者	主任技術者又は監理技術者 監理技術者		着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月
								千円	令和 年 月	令和 年 月

小 計	件	うち 元請工事	
		千円	千円
合 計	件	千円	千円

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜／単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			工事	工事	工事	工事		
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
第 期 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

様式第四号（第二条、第十三条の二、第十三条の三関係）

令和 年 月 日
(用紙A 4)

使 用 人 数

営 業 所 の 名 称	技 術 関 係 使 用 人		事務関係使用人	合 計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者	その他の技術関係使用人		
	人	人	人	人
合 計	人	人	人	人

- 記載要領
- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、法第17条の2の規定に基づく認可の申請の場合は、譲渡及び譲受け又は合併若しくは分割をした後に、法第17条の3の規定に基づく認可の申請の場合は、相続の認可を受けた後に建設業に従事する予定である使用人数を、営業所ごとに記載すること。
 - 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいう。
 - 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

誓 約 書

$$\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\} \text{の役員等及び建設業法施行令第3条に規定する使}$$

用人並びに法定代理人及び法定代理人の役員等は、建設業法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

申 請 者
 譲 受 人
 合併存続法人
 分割承継法人
 印

地方整備局長
 北海道開発局長
 知事 殿

記載要領

$$\left\{ \begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right\} \text{、} \left[\begin{array}{c} \text{申 請 者} \\ \text{譲 受 人} \\ \text{合併存続法人} \\ \text{分割承継法人} \end{array} \right] \text{「 地方整備局長、北海道開発局長、知事 については必要なものを消すこと 」}$$

常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書

(1) 下記の者は、建設業に関し、次のとおり第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に掲げる経験を有することを証明します。

役職名等

経験年数 年 月から 年 月まで 満 年 月

証明者と被証明者との関係

備考

令和 年 月 日

証明者 印

(2) 下記の者は、許可申請者 { の常勤の役員 本人 の支配人 } で第7条第1号イ { (1) (2) (3) } に該当する者であることに相違ありません。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 印

申請又は届出の区分 項番 3 (1. 新規 2. 変更 3. 常勤役員等の更新等)

変更の年月日 令和 年 月 日

大臣
知事 コード

許可年月日

許可番号 18 国土交通大臣 許可（一般）第 号 令和 年 月 日

記

◎【新規・変更後・常勤役員等の更新等】

氏名のフリガナ 19 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名 20 生年月日 13 14 16 18 年 月 日
住所

◎【変更前】

氏名 21 元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
生年月日 13 14 16 18 年 月 日

備考
常勤役員等の略歴については、別紙による。

常勤役員等の略歴書

現 住 所															
氏 名						生 年 月 日		年 月 日生							
職 名															
	期 間				従 事 し た 職 務 内 容										
職 歴	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	自	年	月	日											
	至	年	月	日											
	賞 罰	年 月 日				賞 罰 の 内 容									
上記のとおり相違ありません。															
令和 年 月 日 氏 名 印															

記載要領

※ 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

健康保険等の加入状況

- (1) 健康保険等の加入状況は下記のとおりです。
(2) 下記のとおり、健康保険等の加入状況に変更があつたので、提出します。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者 _____ 印

許可番号 国土交通大臣 許可（ 般 特 ）第 _____ 号 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(営業所毎の保険の加入状況)

営業所の名称	従業員数	保険の加入状況			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
	(人)				健康保険	
					厚生年金保険	
					雇用保険	
合計	(人)					

営業所技術者等証明書（新規・変更）

- (1) 下記のとおり、建設業法第7条第2号に規定する営業所技術者
建設業法第15条第2号に規定する特定営業所技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
- (2) 下記のとおり、営業所技術者等の交替に伴う削除の届出をします。

令和 年 月 日

地方整備局長
北海道開発局長
知事 殿

申請者
届出者

区 分	項番 61	3 (1.新規許可等 2.営業所技術者等の担当業種又は有資格区分の変更 3.営業所技術者等の追加 4.営業所技術者等の交替に伴う削除 5.営業所技術者等が置かれる営業所のみの変更)
許可番号	62 3	国土交通大臣 知事 許可（ 一般 ）第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

記

	項番	フリガナ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	63	3 5 10 15 18 20	生年月日 15 年 18 月 20 日
今後担当する建設工事の種類	64	3 5 10 15 20 25 30	土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 カ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
現在担当している建設工事の種類		1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分	65	3 5 7 9 11 13 15 17	
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日		営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所			営業所の名称 (新所属)

	項番	フリガナ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	63	3 5 10 15 18 20	生年月日 15 年 18 月 20 日
今後担当する建設工事の種類	64	3 5 10 15 20 25 30	土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 カ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
現在担当している建設工事の種類		1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分	65	3 5 7 9 11 13 15 17	
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日		営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所			営業所の名称 (新所属)

	項番	フリガナ	元号〔令和R、平成H、昭和S、大正T、明治M〕
氏名	63	3 5 10 15 18 20	生年月日 15 年 18 月 20 日
今後担当する建設工事の種類	64	3 5 10 15 20 25 30	土 建 大 左 と 右 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゆ 板 カ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解
現在担当している建設工事の種類		1 2 3 4 5 6 7 8	
有資格区分	65	3 5 7 9 11 13 15 17	
変更、追加又は削除の年月日	令和 年 月 日		営業所の名称 (旧所属)
営業所技術者等の住所			営業所の名称 (新所属)

実 務 経 験 証 明 書

下記の者は、 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 _____ 印

被証明者との関係 _____

記

技 術 者 の 氏 名		生年月日		使用された間	年 月から 年 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称					
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 年 月

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

指導監督的実務経験証明書

下記の者は、
工事に關し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証 明 者 _____ 印

被証明者との関係 _____

記

技 術 者 の 氏 名		生 年 月 日		使用された	年 月から
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称				期 間	年 月まで
発 注 者 名	請負代金の額	職 名	実 務 経 験 の 内 容	実 務 経 験 年 数	
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
	千円			年 月から	年 月まで
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計 満	年 月

記載要領

- 1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円以上の建設工事（平成6年12月28日前の建設工事にあつては3,000万円以上のもの、昭和59年10月1日前の建設工事にあつては1,500万円以上のもの）1件ごとに記載すること。
- 2 「職名」の欄は、被証明者が従事した工事現場において就いていた地位を記載すること。
- 3 「実務経験の内容」の欄は、従事した元請工事名等を具体的に記載すること。
- 4 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

令和 年 月 日

[illegible]

許可申請者 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ の住所、生年月日等に関する調書

住	所									
氏	名		生	年	月	日		年	月	日生
役	名	等								
賞 罰	年		月	日	賞 罰 の 内 容					
上記のとおり相違ありません。										
令和 年 月 日 氏 名 印										

記載要領

- 1 「 $\left(\begin{array}{c} \text{法人の役員等} \\ \text{本人} \\ \text{法定代理人} \\ \text{法定代理人の役員等} \end{array} \right)$ 」については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者（個人であるものに限る。以下「株主等」という。）について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

貸 借 対 照 表

令和 年 月 日 現在

(会社名) _____

資 産 の 部

I 流 動 資 産 千円

現金預金	
受取手形	
完成工事未収入金	
有価証券	
未成工事支出金	
材料貯蔵品	
短期貸付金	
前払費用	
繰延税金資産	
その他	
貸倒引当金	△
流動資産合計	

II 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

建物・構築物	
減価償却累計額	△
機械・運搬具	
減価償却累計額	△
工具器具・備品	
減価償却累計額	△
土 地	
リース資産	
減価償却累計額	△
建設仮勘定	
その他	
減価償却累計額	△
有形固定資産合計	

(2) 無形固定資産

特許権	
借地権	
のれん	
リース資産	
その他	
無形固定資産合計	

(3) 投資その他の資産

投資有価証券

関係会社株式・関係会社出資金

長期貸付金

破産更生債権等

長期前払費用

繰延税金資産

その他

貸倒引当金

投資その他の資産合計

固定資産合計

△

III 繰延資産

創立費

開業費

株式交付費

社債発行費

開発費

繰延資産合計

資産合計

負債の部

I 流動負債

支払手形

工事未払金

短期借入金

リース債務

未払金

未払費用

未払法人税等

繰延税金負債

未成工事受入金

預り金

前受収益

引当金

その他

流動負債合計

Ⅱ 固 定 負 債

社債

長期借入金

リース債務

繰延税金負債

..... 引当金

負ののれん

その他

固定負債合計

負債合計

純 資 産 の 部

Ⅰ 株 主 資 本

(1) 資本金

(2) 新株式申込証拠金

(3) 資本剰余金

資本準備金

その他資本剰余金

資本剰余金合計

(4) 利益剰余金

利益準備金

その他利益剰余金

準備金

積立金

繰越利益剰余金

利益剰余金合計

(5) 自己株式

(6) 自己株式申込証拠金

株主資本合計

Ⅱ 評価・換算差額等

(1) その他有価証券評価差額金

(2) 繰延ヘッジ損益

(3) 土地再評価差額金

評価・換算差額等合計

Ⅲ 新 株 予 約 権

純資産合計

負債純資産合計

記載要領

- 1 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産、流動負債及び固定負債に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 6 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の5以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 7 流動資産の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の5を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。投資その他の資産の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する親会社株式についても同様に、投資その他の資産に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 8 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の5を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 9 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 10 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の5以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 11 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 12 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 14 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 15 「リース資産」に区分される資産については、有形固定資産に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は無形固定資産に属する各科目（「のれん」及び「リース資産」を除く。）に含めて記載することができる。
- 16 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 17 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 18 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 19 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- 20 その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 21 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

損 益 計 算 書

自 令和
至 令和
年 年
月 月
日 日

(会社名)

千円

I	売 上 高		
	完成工事高		
	兼業事業売上高		
II	売 上 原 価		
	完成工事原価		
	兼業事業売上原価		
	売上総利益（売上総損失）		
	完成工事総利益（完成工事総損失）		
	兼業事業総利益（兼業事業総損失）		
III	販売費及び一般管理費		
	役員報酬		
	従業員給料手当		
	退職金		
	法定福利費		
	福利厚生費		
	修繕維持費		
	事務用品費		
	通信交通費		
	動力用水光熱費		
	調査研究費		
	広告宣伝費		
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	交際費		
	寄付金		
	地代家賃		
	減価償却費		
	開発費償却		
	租税公課		
	保険料		
	雑 費		
	営業利益（営業損失）		
IV	営業外収益		
	受取利息配当金		
	その他		
V	営業外費用		
	支払利息		
	貸倒引当金繰入額		
	貸倒損失		
	その他		
	経常利益（経常損失）		

VI	特 別 利 益		
	前期損益修正益		
	その他	_____	_____
VII	特 別 損 失		
	前期損益修正損		
	その他	_____	_____
	税引前当期純利益（税引前当期純損失）		
	法人税、住民税及び事業税		
	法人税等調整額	_____	_____
	当期純利益（当期純損失）		=====

完 成 工 事 原 価 報 告 書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

(会社名)
千円

I	材 料 費		
II	労 務 費		
	(うち労務外注費	_____)	
III	外 注 費		
IV	経 費		
	(うち人件費	_____)	
	完成工事原価		=====

株主資本等変動計算書

自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日
(会社名)

千円

	株主資本										評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本 本合計	自己 株式	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差 額等合 計			
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金											利益 剰余金 合計
						×× 積立金	繰越 利益 剰余金	×××× 剰余金									
当期首残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××			
当期変動額																	
新株の発行	×××	×××								×××				×××			
剰余金の配当							×××			△×××				△×××			
当期純利益										×××				×××			
自己株式の処分														×××			
××××××																	
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）												×××	×××	×××			
当期変動額合計	×××	×××			×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××			
当期末残高	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	×××	△×××	×××	×××	×××	×××	×××			

	注	記	表	
自	令和	年	月	日
至	令和	年	月	日

（会社名）_____

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況
- 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 会計方針の変更
- 4 表示方法の変更
- 5 会計上の見積りの変更
- 6 誤謬^{びゅう}の訂正
- 7 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - ① 担保に供している資産の内容及びその金額
 - ② 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額
 - (6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額
- 8 損益計算書関係
 - (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 売上高のうち関係会社に対する部分
 - (3) 売上原価のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額
 - (5) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (6) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）

9 株主資本等変動計算書関係

- (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
- (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
- (3) 剰余金の配当
- (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数

10 税効果会計

11 リースにより使用する固定資産

12 金融商品関係

- (1) 金融商品の状況
- (2) 金融商品の時価等

13 賃貸等不動産関係

- (1) 賃貸等不動産の状況
- (2) 賃貸等不動産の時価

14 関連当事者との取引

取引の内容

種 類	会社等の名称 又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容	科 目	期末残高 (千円)

ただし、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

種類	会社等の名 称又は氏名	議決権の所有 (被所有) 割 合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容

15 一株当たり情報

- (1) 一株当たりの純資産額
- (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失

16 重要な後発事象

17 連結配当規制適用の有無

18 その他

附 属 明 細 表
令和 年 月 日現在

1 完成工事未収入金の詳細
相手先別内訳

相 手 先	金 額
	千円
計	

滞留状況

発 生 時	完成工事未収入金
当期計上分	千円
前期以前計上分	
計	

2 短期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

3 長期貸付金明細表

相 手 先	金 額
	千円
計	

4 関係会社貸付金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

5 関係会社有価証券明細表

株 式	銘 柄	一 株 の 金 額	期 首 残 高			当期増加額		当期減少額		期 末 残 高			摘要
			株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	株式 数	金額	株式 数	金額	株式 数	取得 価額	貸借対照 表計上額	
		千円		千円	千円		千円		千円		千円	千円	
	計												

	銘 柄	期 首 残 高			当期増加額	当期減少額	期 末 残 高			摘要
		取得価額		貸借対照 表計上額			取得価額		貸借対照 表計上額	
社 債		千円		千円	千円	千円	千円		千円	
	計									

その他の有価証券										
	計									

6 関係会社出資金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

7 短期借入金明細表

借入先	金額	返済期日	摘要
	千円		
計			—

8 長期借入金明細表

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

9 関係会社借入金明細表

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
	千円	千円	千円	千円	
計					—

10 保証債務明細表

相手先	金額
	千円
計	

営 業 の 沿 革

創業以後の沿革	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

所 属 建 設 業 者 団 体

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日

記載要領
「団体の名称」の欄は、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政 府 関 係 金 融 機 関	普 通 銀 行 長 期 信 用 銀 行	株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫 信 用 金 庫 ・ 信 用 協 同 組 合	そ の 他 の 金 融 機 関

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 ○○銀行○○支店）